



2020.6.5

No.317

MONTHLY

れんごう

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発 行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F TEL(011)210-0050

発行責任者

藤 盛 敏 弘

center@rengo-hokkaido.gr.jp

北海道に対し「新型コロナウイルスの感染防止と
経済・雇用に関する緊急申し入れ」

新型コロナウイルスの感染拡大により日本の社会・経済がリーマン・ショック時を超える深刻な状況であり、道民・事業者・働く者に甚大な影響を及ぼしていることから、連合北海道は5月7日、北海道に対し緊急申し入れを行った。

新型コロナウイルスの感染が北海道で拡大していることで、5月4日に緊急事態宣言が延長されることになり道民・事業者・働く者にとって危機的状況である。北海道としても、引き続き道民の健康を守ることに最大限の配慮が求められているが、同時に社会・経済活動の自粛と停滞が進むこととなる。この間、連合北海道には、働く方のみならず事業者の方からも、収入減や雇い止め、派遣切り、内定取り消し、解雇などに見舞われているとの相談や雇用調整助成金の内容や申請のあり方など多くの相談が寄せられている。

これまで連合北海道は、生活者や働く者の立場から、様々な場面を通じて、新型コロナウイルス感染防止策や社会・経済活動の自粛・縮小への対策を求めてきた。

しかしながら、感染拡大により日本の社会・経済がリーマン・ショック時を超える深刻な状況であり、道民・事業者・働く者に甚大な影響を及ぼしていることから、5月7日、北海道に対し下記の事項について緊急申し入れを行った。

1. 経済・雇用への影響拡大を避けるには、新型コロナウイルス感染の拡大による患者数の増加を食い止めることが必要である。感染防止に向けた行動自粛の継続発信、更にはあらゆる対策により医療現場での感染・機能不全への不安を解消し、感染症対応を含む医療体制・検査態勢の強化に取り組むこと。

2. 中小企業・小規模事業者においては、社会・経済活動の自粛要請の影響などにより、キャンセルなどで売り上げが減少していることから、事業継続の危機・不安が高まっている。売り上げが減少した企業に対し簡易で早急な融資の実行と返済猶予により、当面の資金繰りや雇用対策につなげること。更には、国としての休業

補償を求めるこ。

3. 緊急事態宣言が延長となり新型感染症の収束に向けて長期化が予測される。国が緊急経済対策を閣議決定したが、今後ますます雇用に対する不安が高まると考えられる。北海道としても緊急性の高い中小企業・小規模事業所の雇用の維持・対策、解雇・雇い止め・内定取り消しになった人々の失業・就業対策に取り組むこと。また、これまでの自粛による影響が極端に出ていた業界・職種に対しては、1回限りの「持続化給付金」では不十分であり、それぞれの事情に応じた包括的なサポート策を講じること。

4. 賃金が社員に行き届き安心した暮らしに向か、休業を補償する雇用調整助成金の申請手続きの更なる簡素化や企業への入金前倒しを行う緩和策などを国に求めるこ。また、国に雇用調整助成金を申請せず給与減を強いる事業主がいることから、道と市町村が連携し企業に助成金の活用を促すこと。

5. 道民の社会生活の安定を維持する上で必要な医療機関や高齢者施設、自治体の窓口や保健所、スーパー・マーケット、タクシーを含む公共交通機関、運輸サービス業等々には業務継続が求められている。これら業種で働く方々が、働きやすい環境づくりが必要となっている。こうした企業では、マスクや消毒液が入手しづらく、不安を抱えながら、感染防止対策を取って業務を行っている。引き続き業務を行う各協会や業界などと連携し、安心・安全な職場環境作りに尽力すること。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4840>

マスク回収ポストを全道に設置 地域の子どもや高齢者施設・団体に不要マスク寄付へ

連合北海道は、政府配布の布製マスクをはじめとする「マスク」を不要としている方から寄付を受け付け、地域の子どもや高齢者の施設・団体に配布するため、全道15か所に「マスク回収ポスト」を設置した。

政府による全世帯一律2枚の布製マスクの配布が始まったが、「小さくて使いづらい」「市販のマスクが余っている」など、使われずにいたり、捨てられたりするマスクを、子どもやお年寄りなど、まだまだ必要としている人たちに配布するため、「自分では使わない」という人から寄付を募っている。

当面は6月末まで寄付を受け付けているが、政府からの配布状況やマスクの需要に応じて期間を変更する場



地下鉄大通駅8番出口付近

合がある。

対象は政府配布の布製マスクのほか、市販のマスクも募っているが、いずれも「未使用・未開封」のものに限る。ただし、手作りマスクについては受け付けていない。

また、設置場所が限られていることや外出自粓が行われているなか、郵送による寄付も受け付けている。

マスク回収ポストは、現在休業中の「さっぽろ地下街」にも設置を予定しており、道内に設置するポストは17か所となる。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4806>



地下鉄さっぽろ駅2番出口付近

不要のアベノマスク捨てないで!



新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一環として、全世帯に一律2枚の布製マスクの配布が始まりました。しかし、「小さくて使いづらい」「市販のマスクが余っている」など、布製マスクが2枚も必要ないという方が多くいらっしゃいます。一方、「子ども用のマスクがほしい」「マスクが手に入らないので布マスクでもほしい」といった本当に必要としている方に行き届いていないのが現状です。

そこで連合北海道は、マスクを不要としている方からマスクを寄付していただき、地域の子どもや高齢者などの施設・団体など、本当に必要としている方にお配りすることとしました。

皆さまのご協力をお願いいたします。

■寄付受付期間

当面、6月30日(火)までとします。

※政府からの配布状況やマスクの需要に応じて期間を変更する場合があります。

■寄付方法

①郵送する場合

連合北海道各地域協議会宛に送付してください。

※各地域協議会の住所は右記HPをご覧ください。

②持参する場合

以下に設置してある「マスク回収ポスト」にご投函願います。

※設置場所によって投函できる曜日・時間帯が限られていますのでご注意ください。

連合北海道HP内「地域協議会住所一覧」

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/rengo/chikyou2020.html>



■ポスト設置場所

【道央】

- ・ほくろうビル(札幌市中央区北4条西12丁目)
- ・地下鉄南北線さっぽろ駅(2番出口表示付近・証明写真コーナー横)
- ・地下鉄南北線・東西線大通駅(8番出口表示付近・オーロラタウン出口)
- ・さっぽろ地下街オーロラタウン(インフォメーションセンター前)
- ・さっぽろ地下街ポールタウン(インフォメーションセンター前)
- ・連合後志地協事務所(小樽市色内2丁目13-5 小樽市民センター内)
- ・連合空知地協事務所(岩見沢市6条西10丁目3-10 岩見沢地区連合会館)
- ・連合胆振地協事務所(室蘭市東町3丁目26-17 第二山本ビル)
- ・連合日高地協事務所(浦河町堺町西1-8)

【道南】

- ・連合渡島地協事務所(函館市新川町2-16 道南労働福祉会館)
- ・江差町役場(江差町中歌町193-1)

【道北】

- ・連合上川地協事務所(旭川市4条西6丁目 道北労福センター)
- ・連合留萌地協事務所(留萌市開運町2丁目 労働福祉会館)
- ・連合宗谷地協事務所(稚内市中央1丁目2-23 稚内市労働会館)

【道東】

- ・連合網走地協事務所(北見市桂町4丁目216)
- ・連合十勝地協事務所(帯広市東3条南11丁目7 労働者会館)
- ・連合釧根地協事務所(釧路市新富町2-24 釧路労働者福祉会館)

■その他

- ★市販の「ガーゼマスク」「不織布マスク」の寄付も受け付けています。
- ★マスクはすべて「未使用・未開封」のものに限ります。
- ★手作りマスクの寄付はご遠慮させていただきます。
- ★身近に必要としている方がいらっしゃる場合は、直接、そちらにお譲りください。



〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4761>

新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等の労働に関する悩みなど…

新型コロナウイルスに関する労働相談は



連合労働相談ホットライン

0120-154-052

フリーダイヤル

いこうよ

れんごうに



6月の主な動き

- 2日(火)14:00 地方連合会代表者会議／WEB会議
- 3日(水) 連合本部中央委員会／書面審議
- 5日(金)14:00 中間会計監査／連合北海道会議室
- 17日(水) 第9回執行委員会／書面審議
- 17日(水) 第76回地方委員会／書面審議
- 17日(水) 第8回地協事務局長会議／書面
- 19日(金)13:30 住宅生協総代会／ポールスター札幌
- 19日(金)15:00 基金協会総会／ポールスター札幌

イベントカレンダー

- 19日(金) 労福協総会／書面審議
- 24日(水)10:00 労働金庫総代会／ポールスター札幌

2020年6月1日よりハラスメント対策関連法が施行されます!

1 職場におけるあらゆるハラスメントを根絶しよう!

連合
ジェンダー平等・多様性推進局

2

2019年5月29日に「ハラスメント対策関連法※」が国会で成立しました。事業主には、セクハラ、マタハラ、ケアハラに加えて、新たにパワハラに関する雇用管理上の措置（防止措置）を講ずることが義務付けられます。

2020年6月1日より施行されます！（中小事業主は2022年3月31日までは努力義務）。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

3 ハラスメントには、以下のようなものがあるよ

- パワーハラスメント（パワハラ）
職場における優越的な関係を背景とした言動
＊性的指向・性自認に関するハラスメントならびに望まぬ暴露であるアウティングを含む
- セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）
職場における性的な言動
- マタニティ・ハラスメント（マタハラ）
職場における妊娠、出産等に関する言動
＊不妊治療に対する否定的な言動を含む
- ケア・ハラスメント（ケアハラ）
職場における育児・介護休業等の制度利用に関する言動
- 第三者（就活生やフリーランス等）に対するハラスメント（就活等ハラ）
- 第三者（顧客や取引先等）からのハラスメント（カスハラ）

◆便宜的にパワーハラスメントをパワハラ、セクシュアル・ハラスメントをセクハラ、マタニティ・ハラスメントをマタハラ、ケア・ハラスメントをケアハラ、就活生やフリーランス等に対するハラスメントを就活等ハラ、顧客や取引先等からのハラスメントをカスハラと表記

4 例え、パワハラは「3つの要素」をすべて満たすものとされているよ

3つの要素？

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた
- ③労働者の就業環境が害される

不法行為はもちろん、不法行為には当たらなくても「3つの要素」を満たすものはパワハラに該当するよ

5 パワハラ、セクハラ、マタハラ、ケアハラで、それぞれ指針※1があるんだよ

指針どおりに対応すれば大丈夫……？

労働組合として、まずはすべての事業主が防止措置を講ずるよう働きかけ、徹底させていく必要がある。その上で法および指針を上回る取り組みを進めることで、さらなる法整備と、ILO条約※2の批准へつなげていくことが重要だよ

※1：指針は、ハラスメントの定義や事業主が講ずる防止措置の具体的な内容を定めるため、厚生労働大臣が策定するものです
※2：2019年6月、国際労働機関（ILO）の総会でハラスメントに特化した初の国際労働基準となる「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する柔軟な勧告が採択されました

6 ハラスメントは、被害者に精神的・身体的苦痛を与え、人格や尊厳を侵害するのみならず、当該言動を見聞きしている周りの者をも不快に感じさせ、就業環境全体を悪化させるものです。まさに人権問題であり、決して行ってはならず、あつてはならないものです。

**ハラスメントを根絶し、
だれもが生き生きと働き続けられる就業環境を
職場全体でつくりあげていきましょう！**